



目次：

大阪帝国大学微生物病研究所	1	瑞浪市における公文書管理の現状と課題について	8
室長就任のご挨拶	2	業務日誌（抄）（2022年3月～7月）	11
アーキビスト養成・ アーカイブズ学研究コースを修了して感じるどころ	6		



大阪帝国大学微生物病研究所

大阪帝国大学微生物病研究所は、1934（昭和9）年に設置された附置研究所です。阪神の地がコレラ、ペストなどの外来伝染病侵入の門戸となっていることから計画されました。山口玄洞氏からの寄付金20万円をもとに大阪市北区堂島西町3番地に建設されました。微生物病研究所はその後大阪大学微生物病研究所となり、現在は吹田市に位置しています。（写真出典『大阪大学の五十年』（菅 真城）

室長就任のご挨拶

大阪大学アーカイブズ 室長 廣田 誠



この度アーカイブズの室長に就任いたしました廣田でございます。初代室長の阿部武司先生（大阪大学名誉教授）以降、二代目室長の飯塚一幸先生（人文学研究科教授）、三代目室長の高橋明男先生（法学研究科教授）を経て四代目の室長を拝命いたしました。歴代室長の先生方がこれまで築いてこられたものを継承するという重責にいささか緊張しております。微力ながら大阪大学アーカイブズの発展に尽力して参りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

現在私は経済学研究科におきまして日本経済史の教育と研究に従事しておりますが、かつて私と公文書若しくは公文書館との関係は、もっぱら研究のための史料の利用者とその所蔵先と申すべきもので、東京都公文書館、神奈川県立公文書館、山口県文書館など各地の公文書館には研究を進めるうえで必要な史料の閲覧と収集で種々のご高配を賜り、無事研究を進めることができました。また静岡市役所や静岡県庁でも所蔵の市会議事録や県庁文書の閲覧・利用をお認めいただき、これらを研究に活用することが可能となりました。さらにある時期からは企業の社史や自治体史の編纂に参加を認められ、その際には阪神電気鉄道や大阪府豊中市、山口県、大阪府八尾市など関係各機関において所蔵文書の閲覧と利用に便宜を図っていただきました。

このように、かつて私と公文書を含む歴史的文書とのかかわりは、もっぱらこれらを利用する研究者としての立場からのものでしたが、近年では史料所蔵機関の運営に関する仕事が増えて参りました。大阪大学アーカイブズには発足当初から運営に関与させていただいておりますし、また現在は大阪大学内における他の史料所蔵機関、すなわち適塾記念センターと総合学術博物館の運営にも関与しております。また本来の所属先であります経済学研究科でも大阪大学経済史経営史研究室が経済史経営史関係を中心とする文書史料の受入れ

と保存を行い、また希望者には所定の手続きのもとに閲覧・写真撮影を認めており、他の経済史・経営史を専攻する教員とともにその運営に従事しております。しかしアーカイブズの場合は室長を拝命したということで、他の運營業務とは比較にならない責任の重さであり、鋭意これに取り組んで参りたく存じます。

さてホームページにも紹介されておりますとおり、大阪大学アーカイブズは文書館設置準備室（平成18年7月1日設置）を発展的に改組して平成24年10月1日に設置された組織であり、法人文書資料部門と大学史資料部門の二つの部門が設けられております。その目的は公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に基づき特定歴史公文書等及び本学の歴史に関する資料の適切な管理を行い、本学の円滑な管理運営に資するとともに教育、研究及び社会貢献に寄与することであり、また平成25年4月1日付けで法人文書資料部門は「国立公文書館等」（国立公文書館に類する機能を有する施設）として、また大学史資料部門は「歴史資料等保有施設」（保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について適切な管理を行うもの）として、内閣総理大臣の指定を受けております。

このような位置づけを有する大阪大学アーカイブズは、大阪大学の運営において生み出された過去の貴重な記録文書を収集・保存・管理し、また必要に応じて閲覧に供することが、時代や状況の変化にかかわらず、何をおいても成し遂げなければならない責務となっております。しかし同時に、大阪大学アーカイブズ自体もまたひとつの歴史的存在であり、時代の推移と共に生じるさまざまな情勢の変化に対応することを常に迫られております。そのことを私があらためて痛感するきっかけとなりましたのが、新任室長としてはじめて参加いたしました（オンライン参加ではありますが）全国公文書館長会議でした。

令和4年度の全国公文書館長会議は国立公文書館により令和4年6月10日（金）東京都内において開催されました。同会議は「公文書管理制度の円滑な運用及び歴史公文書等の適切な保存・利用を図るため、国及び地方公共団体が設置する公文書館等の長の参集を求め、全国の公文書館等が当面する諸問題についての協議を行うとともに、相互の緊密な連絡を図る」ことを目的に平成元年から開催されており、令和4年度は「認証アーキビストの定着と拡充に向けて」及び「学校連携（展示・学習機能）に係る取組」というテーマで開催され、国及び地方公共団体が設置する公文書館（大阪大学アーカイブズのような国公立大学法人の開設する文書館を含む）並びに公文書館設置を検討している地方公共団体等85機関から153名（会場：75名、オンライン：78名）が参加しました。そこでの主なテーマは「学校連携（展示・学習機能）に係る取組」で、まず筑波大学図書館情報メディア系の白井哲哉教授による基調講演が行われ、公文書館利用の普及拡大の観点から学校連携（展示・学習機能）のこれまでの成果と課題や今後の展望が示されました。次いで文部科学省初等中等教育局の藤野敦視学官から公文書・公文書館の活用に関して学校側から求められている事柄についての報告がありました。さらに寺越将幸国立公文書館首席公文書専門官からは、国立公文書館における展示・学習に係る取組事例についての報告がありました。最後に梅原康嗣統括公文書専門官の進行の下、白井氏・藤野氏も加わりパネルディスカッションが開催されました。そこでは同会議に参加した諸機関がこれまで実施した展示・学習に係る取組事例が紹介され、また今後この種の取組を進めていく上での課題を問い合わせたアンケートの結果に基づき、各参加機関が抱える課題や今後の方向性につき意見交換が行われました。

私はこの会議に参加するまで、大阪大学アーカイブズを含む公文書館は、いずれも法に基づいて設立されたものであり、また公文書の適切な保存・管理・公開については近年とみに社会的関心が高まっていることから、本来の業務を全うしておればその存在が揺らぐことはないものと考えて

おりました。しかしこの会議に参加し、講演や報告、さらにはパネルディスカッションを拝聴した結果、公文書館もまた内外の厳しい視線にさらされており、本来の職務を全うしてさえおればその存在が認められるわけではない、ということを理解いたしました。この会議では地方の公文書館が地域の小・中・高校などに出張して公文書を素材とした授業を行い、それを通じて生徒たちに地元の歴史や公文書に対する興味や関心を深めてもらうといった取組によって、はじめて本来の職務を全うするに足る予算や人員が確保できる、といった実態が紹介されましたが、こうした取組は、同会議における今一つのテーマである公文書館における認証アーキビストの養成とともに、今後各地の公文書館がつつがなく存続していくためには何をなさねばならないかを如実に示すものでありました。

ちなみにこのような公文書館をめぐる環境の変化とそれへの対応とは、直近の全国公文書館館長会議でも毎年のように検討されてきた課題で、たとえば平成28年6月10日に開催された全国公文書館長会議における議論の結果をまとめた「平成28年度全国公文書館長会議「公文書館の利用普及」に取り組む基本的考え方」は、公文書を「政策決定過程やそうした決定がなされた時代の変遷をたどるための歴史的事実の集積であり、民主主義の根幹を支える国民・住民共有の知的資源として主体的な利用に供されるべきもの」と、また公文書館については「国及び地域の歴史を伝える重要な公文書を保存し、利用提供する責務を負う機関」とそれぞれ位置づけ、「知的資源としての公文書が社会に有効に利・活用されるよう、自らの存在について広く発信し、理解の促進を図る」ことを公文書館に求めています。とりわけより住民に近い立場にある全国各地域の公文書館は、これを住民が地域への愛着を育み、その魅力を発見・発信し、新たな価値を創造する源となるものとして、「地方創生」の基盤に位置づけ、また「地域住民による過去の政策の検証の場」として、また「住民が公文書に身近に親しみ、それらを通じて地域の歴史を学ぶ場」として利用されるよう、各公文書館が、単独あるいは連携して利用普及に取り組

むことにより公文書館の社会的認知度をより広範に全国で高めるよう求めています。さらに次代を担う児童、生徒、学生が国や地域が形づくられてきた経緯を学ぶ場として、またそのような学習を通じて自ら考え判断する思考や政策を検証する能力を身につけ、現在あるいは将来の主権者となる基礎を学ぶ場として公文書館が利用されることを期待し、そのため児童、生徒、学生にも公文書館が認知され、公文書や公文書館が利用・活用されるよう公文書を用いた学習を積極的に支援する取組（学習プログラムの開発、出前授業、職場体験、広報媒体やデジタルコンテンツの発信等）を求めています。そしてこれらを効果的に実施するため、教員向けの研修等を通じて教育機関との連携を強め、また以上の施策を進めるため、これらを支える学習や普及啓発にかかわる専門的な知見を備えた職員を配置し、また国や地域全体でそのような人材を育成・活用していくことを訴えています。

また平成29年度全国公文書館長会議における議論の成果をまとめた「明治150年」に取り組む基本的考え方（平成29年6月8日 全国公文書館長会議（趣旨））は、「明治150年」に際し全国の公文書館がいかなる態度でこれに取り組むべきか、その基本的な考え方を示しました。政府は、「明治150年」関連施策各府省庁連絡会議（平成28年12月26日）において平成30年に「明治150年」関連施策の推進を図ることを決定しました（平成30年は明治元年から起算して満150年に当たる）。これを受け全国公文書館長会議は、地方公共団体が設置する公文書館（地方公文書館）等が「明治150年」に際しなすべき事柄として、まず明治期公文書等のデジタルアーカイブ化等を挙げています。国立公文書館は、特別展示会等を開催し、また地方公文書館等が所蔵する主要な明治期公文書等のデジタル画像の一元的アクセスを可能とする特設ページを国立公文書館ホームページ上に設置しました。他方国立公文書館は、地方公文書館等に対し、政府が行う「明治150年」関連施策の趣旨を踏まえ、多様な見方にも配慮しつつ、「明治150年」に当たる平成30年を機に、「明治150年」を題材とした展示会を開催し、あるいは明治期公文書のデジタル

アーカイブ化を推進し、またこれを公文書を含む資料の保存・管理の重要性を住民と共有する契機とするよう検討することを求めました。さらに国立公文書館は、「地方公文書館等の明治期公文書のデジタルアーカイブ化」及び「国立公文書館デジタルアーカイブとの横断検索を可能とする仕組みづくり」への助言も行いました。これらにより地方公文書館等は、各館の実情を踏まえ可能となる明治150年関連事業の情報を国立公文書館ホームページ上で公表し、公文書館の社会的認知度の向上に直接結びつける試みとしました。また国立公文書館は、公文書館が未設置の県や政令指定都市に対し、この「明治150年」を契機として可能な範囲で取組を進め、公文書を含む資料の保存・管理の重要性に関する地域住民の認識を高め、公文書館の設置等を含む公文書管理の促進に向けての一層の取組を求めました。そして政府や国立公文書館に対しては、これら地方公共団体の公文書管理に関する多様な取組を積極的に支援し、また普及・啓発活動を実施するよう提言しました。

このように近年の全国公文書館長会議は、啓蒙・連携活動を通じ公文書管理の重要性と公文書館の存在意義を地域住民に訴えることを提言してきましたが、またこれらと並行して人材育成を通じて社会との連携を深めることにも意を注いでおります。「平成29年度全国公文書館長会議「公文書館職員の育成と活用」に取り組む基本的考え方」（平成29年6月9日 全国公文書館長会議）によれば、公文書等は民主主義の根幹を支える国民・住民共有の知的資源で、先人が遺した過去の貴重な記録を保存し利用に供するのみならず、日々作成される公文書等を管理し将来世代に引き継いでいく責務がわれわれにはあり、それを全うするためには公文書管理制度を支える人材の育成・活用が不可欠である、と訴え、また近年公文書館にも展示・学習、デジタル化への対応、交流、普及啓発等、多様な業務への取組が期待されるようになってきたことから、公文書館の中核的な業務を担う専門職員にも、公文書等の保存・利用に係る専門知識や技能・技術に加え、高い見識や幅広い視野、柔軟な発想など、更なる専門性の向上に努めることが求められていると指摘しました。また国

立公文書館の新たな施設の建設が話題となった当時、公文書管理の意義や公文書館が担う役割の重要性は着実に社会に広く理解されるようになってはおりましたが、公文書管理制度や公文書館を支える職員の中核となるアーキビストについては未だ理解が不十分で、社会的な認知を促す必要があったことから、国立公文書館では、「アーキビストの職務基準書」に係る検討を行い、以後この基準を基礎にアーキビストの職務内容とその遂行上必要な要件を明確化しました。この「職務基準書」が公文書管理制度を支える人材育成の基礎資料として位置づけられ、大学・大学院、国立公文書館等や地方公共団体が設置する公文書館等における教育・研修カリキュラムに反映されることを通じて、アーキビストの専門性や社会的認知が向上し、将来のアーキビスト認証制度の創設等に発展することを期待してのことでした。

さらに「平成30年度全国公文書館長会議「アーキビストの育成と活用－職務基準書の活用－」に取り組む基本的考え方」（平成30年6月 全国公文書館長会議）によると、平成29年12月、国立公文書館はアーキビストの専門性の確立等を図るため「アーキビストの職務基準書（平成29年12月版）」（職務基準書）をとりまとめ、これを受けて各地の公文書館は、その設置目的、業務実態、所蔵文書等と照らしつつ、職務基準書の点検等に取り組みました。そして平成30年度の全国公文書館長会議では、これらの取組を踏まえ議論を行った結果、職務基準書がアーキビストの採用・配置・育成に係る基本資料として有意義なものであることを改めて確認しました。そして同会議は国立公文書館がこの議論を踏まえ、更なる検討を加え、職務基準書が早期に確定されることを期待しました。翌年の「令和元年度全国公文書館長会議アーキビスト認証制度創設に取り組む基本的考え方」（令和元年6月 全国公文書館長会議）は、国立公文書館が中心となり検討を進めてきた「アーキビストの職務基準書」が平成30年12月に確定し、さらに有識者・関係者からなるアーキビスト認証準備委員会が開催されるなど、アーキビストの専門性確立に向けた取組が大きく前進していることを評価しています。そして公文書等の適正な管理が

以前にも増して求められている今日をアーキビスト認証制度を創設する時機の到来と捉え、当制度の創設とその活用によりアーキビストの着実な養成、採用・配置を促し、公文書等の管理の充実を図り、もってアーキビストが広く国民及び社会に寄与する存在となるよう連携・協力していくと宣言しました。

以上近年の全国公文書館長会議における報告書が物語るところの公文書館をめぐる新たな状況について述べて参りましたが、これらは決して自治体により（つまりは税金により）開設・運営される公文書館のみのものではなく、今日の大学アーカイブズにも通じるものといえます。自治体の公文書館が厳しい財政状況のもと常にその存在意義を問われ続けているのと同様、厳しい財政状況に直面する大学法人が運営する大学アーカイブズもまた、大学外部との連携を強化し、また大学における教育・研究活動の一端を担うことにより大学全体の存続と発展に貢献してはじめて、本来の任務を遂行するに足る予算と人員を確保できるということです。しかしこのような課題に大阪大学アーカイブズが単独で対応することは、決して容易ではありません。そのため現在、同じ大阪大学内において同様の悩みを抱える総合学術博物館、適塾記念センターとの間で、連携の強化によりこのような諸課題の解決を図ろうとの動きが進められつつあります。単独の組織では対応困難な問題でも複数の組織が連携することで解決が図れるのではないかと、との発想に基づく動きであり、現時点では具体的にどのような内容のものとなるのか、またそれぞれ固有の業務を有する各組織の連携そのものが果たしてどこまで可能なのか（とりわけこれは大阪大学アーカイブズに重要な問題です）、と未知数の要因も多く、その先行きは不透明ですが、確実なことは何らかのアクションなくしては本来の重要な責務を果たすことが困難になりつつあるということであり、そのため室長として微力ながら貢献させていただきたいと考えております。皆様のご理解とご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。

アーキビスト養成・アーカイブズ学研究コースを修了して感じるところ

大阪大学大学院文学研究科 文化動態論専攻 アート・メディア論コース 修了生 秋田 奈美

1. アーカイブズコースを履修するまでの気持ち

大阪大学アーキビスト養成・アーカイブズ学研究コースが開講されたのは、私が修士2回生の時でした。文学研究科のアート・メディア論コースに所属していた当時の私は、修士論文の執筆と美術館学芸員への就職活動に追われていました。そのような実情もあり、アーカイブズコースを受講したのは、かなり打算的な気持ちが大きかったように思います。学部時代に司書資格と学芸員資格を取得していたこともあり、アーカイブズやデータベースに興味があったのも受講理由の一つではありました。ですが、それ以上に将来のキャリアや直近の就職活動に何かしら繋げることができる要素が欲しいと渴望していたのです。

このような心情から「アーカイブズ」の「ア」の字も知らぬまま受講を決意しました。

2. アーカイブズコースの講義を受けて

アーキビストについてあまり知らないままコースの受講を決めた私は、講義が始まる前にかなり不安に襲われていました。コースの授業は日本史系や法学系のものが多いので、自分は無事に単位を取得して修了することができるのか心配だったのです。

しかし、それは杞憂に終わりました。勿論、日本史や法学など自分の専門ではない講義を受ける上で最低限の努力は必要でしたが、先生方は学生の専門が様々であることを理解し、分かりやすい指導を行ってくれました。

特に印象に残っているのは夏季期間中に行われたアーカイブズ・マネジメント論講義です。菅先生が大阪大学アーカイブズニュースレター第19号で紹介なさっていたように、この講義は様々な分野のゲストスピーカーを招いて行われます。アーキビストは職務の性質上、普段の講義では公文書についての話が多めになります。しかし、この講義では美術品も加えた文化財関連の話や、実際に施設で運用しているデータベースのソフトについての講義など、公文書以外の様々なトピックについて学ぶことができました。今にして思えば、自分の専門分野に引き寄せて考えることができるよ

うにという先生方の配慮も大きかったのだと思います。

学生の専門が多様であることを前提とした上での細やかなプログラムが、私がコースを最後まで受講することができた大きな要因の一つでした。

大阪大学アーカイブズでの実習や施設見学もコース受講の醍醐味でした。それは、レジュメなどから得た文字情報を経験に還元することができるまたとない機会だったからです。アーキビストがどのような資料に対して、どのような手順で、どのような働きかけをするのか。どのように目録を構成していくのか、どのように資料を保管するのか。自分の目で見て、身体を動かし、経験として蓄積することができた場であったと思っています。出所原則などを加味した資料の配架などは、机の上で講義を聴く、あるいはレジュメを目で追いかけるだけではイメージしづらいものです。

特に私の場合、アーカイブズ機関でのアルバイトやインターンシップなどの経験が無かった為、実際に実習を体験することができたのは大変貴重な経験だったと思います。

こうした知識と経験の結び付けを心がける取組のおかげで、アーカイブズの「ア」の字も知らなかった私も、その一端を以前より理解することができるようになったのではないかと感じています。

3. アーカイブズコース修了の認定を受けて

こうした細やかな配慮のおかげで、まったく門外漢の私も無事にコース修了の認定を得ることができました。コース修了の認定を受けた際には、正直なところ嬉しさよりもほっとしました。特に法学部の講義は最後まで単位を取得することができたのか、かなり不安でした。単位取得の結果を見た際には、「良かった・・・」という安堵の気持ちに包まれたのを覚えています。とにかくやり切ったという達成感にも包まれました。

「准アーキビスト」の認証については、国立公文書館のアーキビスト認証準備委員会及びアーキビスト認証委員会での検討が上手く進まず、その資格を得ることはできませんでした。称号を得る

ことができなかったのはかなり残念です。体外的に、資格としてきちんと説明できる称号が欲しい気持ちがあったので。ただ、当時は、称号は無くともコースを受講して得た知識は必ず今後の活動にも生かすことができるはずだとも感じていました。

ところが、きちんとした称号が無くとも、コース受講の大きな利点を感じることができる出来事が私に起こりました。

4. 働らく現在、コース修了について感じているところ

私は、現在、ある美術館でアーカイブズの仕事をさせていただいています。就職が決まったのは2月上旬と遅い時期でした。何度も試験を受けて落ちるといったことを繰り返していましたが、何とか今の職場に拾っていただけました。実際に伺った訳ではないので不明ですが、アーカイブズ学を学んでいたという点はかなりのアピールポイントになったのではないかと思います。実際に書類選考で受かったところの大半は、大阪大学のアーキビスト養成・アーカイブズ学研究コースで学んでいる（た）という点に興味を持ってもらったところが多かったように感じています。今にして思えば、特に西日本の施設で興味を持っていただいたことが多かったかもしれないと感じています。関西でこうしたコースを設けてアーカイブズ学を学べる場所は少ない為かもしれません。将来のキャリアや就職に生かしたいという私の目論見は、見事になったと言えるかもしれません。加えて、新卒で現場経験のない私にとっては、とても重要なアピールポイントになったと思います。

また、実際に仕事を行う上でもコースを受講して良かったと思うことは多いです。美術館という特性上、公文書とは違う部分も多々あります。実際に施設が異なれば作業現場も保管方法も異なります。ですが、こうした点を考慮しても、コースで事前に理論を勉強していて良かったと感じることは多いです。出所原則などの前提は変わりませんし、使用する道具も、実習で使用したものと同じツールがあったりします。「ISAD(G)」などの用語を何となく覚えているだけでも、全く知らないよりは少しでも知っている方が良いと感じることもあります。記憶を頼りに調べ直して再度確認ができるからです。

レジュメや講師の先生方の話から学んだ知識と実習での経験、その両方が生かされていると節々で感じています。

私はかなり未熟でできないことの方が多く、要領が良い訳でもありません。周りの人にかなり助けをもらいながら何とか業務に取り組んでいます。その一端には、アーカイブズコースで得た知見や経験が確かな糧となっているのです。

5. アーカイブズコースの受講を考えている人へ

長々と自分語りをしてしまい読者の皆さんは飽きているかもしれません。ですが、もう少しだけお付き合いいただければと思います。

現在アーカイブズコースの受講を考えている人、特に自分の専門とは離れている為に受講を迷っている人に向けて少しだけ書かせてもらいたいです（そのような人はいないかもしれませんが）。

冒頭でも記しましたが、私は法学の知識も日本史の知識も全くありませんでした。更に言えば、公文書館を利用したことも1度もありません。データベースとアーカイブについても若干、混同していた節もありました。しかし、このような私でも何とかコースを修了することができました。その為、自分の専門から離れている、単位が取れるか不安という理由でコースの受講を躊躇う必要はないと思います。アーカイブズ学の専攻を原則とされていない「開放型」のコースである大阪大学のアーカイブズコースの良さを盛んに利用することができるからです。様々な専攻を持つ学生に向けて門戸が開放されているという点には、根本的な基礎から教えてもらうことができるという利点があります。こうした点は、私のような学生には、きっとデメリットよりもメリットが大きい筈です。

どことなく押しつけがましい文章となってしまいましたが、以上をもって私のエッセイは終わりとさせていただきます。

執筆の機会を設けていただいた菅先生をはじめ、講義でお世話になった講師の方々や学生の皆さま、拙文を読んでいただいた方に感謝申し上げます。

瑞浪市における公文書管理の現状と課題について

大阪大学大学院法学研究科 博士前期課程 修了生 塚本 健文

はじめに

筆者は平成28年度に岐阜県の瑞浪市役所に入庁、総務課行政係に配属され、以降4年間文書管理及び情報公開・個人情報保護を担当してきた。近年ではいわゆる森友学園問題、加計学園問題が大きく報道されたこともあり、公文書の管理に関し、世間的な注目も集めるようになってきていると感じる。また、令和2年度よりアーキビストの認証制度が始まり、公文書管理に対する専門職の重要性も認識されつつあるように思われる。これらの状況を踏まえて、本稿では公文書管理を担当していた令和元年度末時点での、瑞浪市における文書管理に関する現状を紹介したうえで、筆者が市役所の一般職職員として感じた今後の課題や解決策を考察していきたい。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見である。

瑞浪市役所における文書管理の現状の紹介

瑞浪市役所における文書管理について、基本的に総務課行政係が全庁的に指導・助言を行う立場にある。瑞浪市の市長部局では瑞浪市文書管理規程（平成15年訓令甲第7号。以下「文書管理規程」という。）に基づいて公文書を管理している。保存期間について瑞浪市文書管理規程では、基本的に1年、3年、5年、10年の有期限保存文書と永年保存文書が規定されている。有期限保存文書は完結年度及び保存期間ごとに本庁舎地下の書庫に保存され、保存期間を満了した文書から廃棄されていくものである。一部の有期限保存文書の中には、1年～10年の保存期間に限らず、法令上個別に保存期間が定められているものや国や都道府県等の相手方との関係において一定の保存すべき期間が定められているものがあり、その場合には文書の内容や性質に応じ総務課行政係が必要な保存期間を定めている。永年保存文書については隣接する分庁舎内の永年書庫に保存している。このほか教育委員会では瑞浪市教育委員会文書管理規

程（平成24年教育委員会訓令甲第1号）が制定されており、市長部局と同様の管理がなされている。それ以外の実施機関においても市長部局に準じた体制が取られている。出先機関であるコミュニティーセンターや消防本部等では各施設内に書庫があり、文書を保存している。

次に文書の保存から廃棄までの流れを説明する。まず担当課において新たに文書ファイルを作成した際に、所属課名、分類、保存年限等を庁内ネットワーク上のエクセルファイルに登録する。このエクセルファイルは各担当課の係単位で1つずつあり、それぞれ①担当課の執務室内で管理している現用文書及び半現用文書、②書庫で保存している半現用文書、③廃棄済みの文書と④執務室から書庫への移管予定の文書、⑤執務室及び書庫から廃棄する予定の文書といったシートが分かれている。廃棄時には各担当課の係ごとに⑤執務室及び書庫から廃棄する予定の文書の一覧を出力し、総務課行政係あてに提出することで、廃棄予定文書に対するチェック機能を果たしているものである。特定の文書が完結すると、文書の完結年度の翌年度末まで執務室内で保管をし、以降も保存する必要がある文書（つまり完結時から3年以上の保存期間とされる文書）は保存期間満了後の5月頃に各書庫へ移動させる。このとき書庫へ移動する文書ファイルは担当課ごとに一般的な酸性紙製の段ボールに入れて保存することになっており、文書ファイルの入った段ボールに文書保存棚の保存場所番号を記入し、その番号を前述のエクセルファイルにも入力することで対象の文書ファイルの保存場所を検索できるようにしている。保存すべき年数を経過した文書ファイルは、情報漏洩防止等の観点から市のクリーンセンター（ごみ処理場）まで運搬し焼却されることとなっている。書庫内の焼却した文書を保存していた空いたスペースに次年度以降の文書を新たに移動し保存年限が到来するまで保存することになる。保存文

書棚の列ごとに完結年度及び保存期間を統一して配置することで、文書を廃棄する際には列全体を廃棄すればよく、廃棄すべき文書の残置や廃棄すべきでない文書の誤廃棄を軽減できるよう工夫している。そして書庫への移動に伴い、文書の管理について各担当課から総務課行政係へ移管されることになる。

一方、当市には機関アーカイブズとしての公文書館が設置されていない。永年保存文書をアーカイブズとして保存しているものではなく、市民が当市の保有する現用文書及び半現用文書を利用するには、瑞浪市情報公開条例（平成12年条例第1号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開制度によってのみ認められている。そのため、文書の公開の範囲についても情報公開条例に基づき定められていることになり、当市の保存する永年保存文書であっても公文書管理法（平成21年法律第66号）第16条第1項に規定されるような特定歴史公文書等の利用制限の規定とは異なることになる。また公文書館で運用されているようないわゆる「30年ルール」は該当しないため、たとえ文書が完結してから相当期間経過していたとしても、「個人に関する情報」（情報公開条例第6条第1号）のように条例上公開しないことができる文書は、原則として公開しない運用となっている。一般にアーカイブズの重要な目的の一つには保有する資料に関する情報発信も含まれるものであるが、現状市民からの情報公開請求に応じて市が都度開示するという受け身の方式であり、市民が市の保有する公文書に触れる機会が限られているといえる。

文書管理上の課題

保存場所等の適性

先に述べたように、当市では有期限保存文書を市役所本庁舎の地下にある書庫に保存しているが、本庁舎の立地や建物が必ずしも文書の保存に適しているとは言い難いものである。本庁舎は一級河川である土岐川沿いに立地しており、市の公表しているハザードマップにおいても3m以上の洪水が想定されている区域である。庁舎の排水設備等も十分に配置されているとはいえず、仮に洪

水が発生した際には書庫が水没し、保存している文書が汚損又は破損してしまう可能性が高いと考えられる。また施設の老朽化に加えて数年前には雨水が地下に流入し書庫に迫るといった事例が発生したほか、書庫内には換気や冷暖房といった空調装置が一切なく、カビや害虫が発生するリスクも相対的に高くなっている。令和4年現在では耐震補強工事に合わせて庁舎の内装工事も実施されているものの、依然として書庫の空調装置の整備には至っていないから、少なくとも現状の書庫の状況は長期的な文書の保存には適したものであるとはいえないだろう。

加えて当市では文書保存箱として酸性紙製の段ボールを使用しており、一般に酸性紙製の段ボールは酸化による劣化の恐れがあることから、文書の中長期保存には適さないとされている。しかし中の資料が劣化しにくいとされる中性紙製の段ボールは酸性紙製のものと比べると高価であり、限られた予算の中で事務を執行しなければならないという財政上の観点からも使用されている全ての文書保存箱を中性紙製のものに切り替えるということも現実的な考えであるとはいえない。

文書の保存期間

当市では担当課が文書ファイルを作成してエクセルファイルに登録する際に、担当課自身が当該文書ファイルの保存期間を定めている。文書管理規程上も文書の保存期間について一定の基準が規定されているものの、庁内で作成されるすべての文書ファイルの保存期間を把握できるものではないから、より適切な文書保存期間を設定するためには、文書管理に関して指導・助言を行うべき総務課行政係が各担当課の定めた文書保存期間について適切性をチェックするような仕組みが必要となるのではないだろうか。また将来にわたって保存すべき文書に関しては、書庫に移管する時点で有期限保存文書と永年保存文書に分かれて管理しているため、公文書管理法で定められた国の機関の場合のように保存期間を満了した文書について改めて廃棄に関する妥当性を審査する仕組みではない。そのため本来であれば半永久的に保存すべき程度の重要性を有しない文書であっても、移管

当時の担当課が永年保存すべきと判断した場合には、以後一切の審査なく永年書庫に留まることになる。将来的には書庫の容量を圧迫していくことになる。永年書庫の容量減少等に対して一部の自治体では、永年保存文書を有期限化して30年程度経過した永年保存文書を廃棄していくという動きもあるようだ。しかし当市のように公文書館を有しない自治体では、永年保存文書として保存している文書の一点ずつが将来に対する説明責任を果たすものであるから、永年保存文書であれば殊更保存すべきであるし、保存スペースの問題などやむを得ない事情がない限り永年保存文書は保存し続けるべきであると考え。そして仮に永年保存文書を廃棄しなければならない状況になったとしても、文書の内容等を精査して今後も重要な役割を有すると認められる文書を選別して例外的に以後も保存するなど、結果として公文書館的な役割を果たすことになるように思われる。具体的には、時期を定めて永年書庫の整理を行い、今後も継続して保存していくべき性質の文書であるか否かを決定していく方法ならば、併せてその時点における文書の劣化状況も調査することが可能であるから、今後の書庫内の環境の見直しを行うこともでき、将来的な文書の劣化を防ぐことにも資するものであるはずである。

まとめ

人口減少が進行している当市の厳しい予算状況の中で、いわゆる公文書館のような公文書の保存に特化した施設の新設や既存施設の改修による文書保存に適した環境の整備には多大な費用が掛かり、運営に関する中長期的な計画の策定が必要となるため直ちに実施することは現実的であるとはいえないだろう。もちろん文書保存の重要性を首長や議員に対して訴えることで、計画が進展することもあるだろうが、いずれにしても粘り強い対応が必要であることになる。一方で全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）では「公文書館機能」を整備することを提唱している※1。確かに既存の施設等に公文書館機能を付加すること

は新たに施設を設置するよりも低いコストで実現できるほか、永年保存文書の安定的な保存や重要な公文書に市民が触れる機会の確保につながるものである。しかし公文書館機能を付加する場合であってもアーキビストをはじめとした専門知識を有する職員の確保が問題となる。また現在の当市の制度上では、市が保有する文書の閲覧等は情報公開制度に一元化されているのに対し、公文書館機能を有することになると一連の情報開示に関する制度が複雑化し、かえって市民や職員にとって不都合が生じる可能性がある。その他条例制定等の手続を経て、制度運用上の検討を重ねる必要があるため、やはり近年のうちに公文書館機能のための事業として取り組むことは決して容易ではないと思われる。そこで他の市町村のアーカイブズ機関や文書管理部門で行われているような文書管理に関する工夫を取り入れることができれば、迅速かつ効率的に安定した文書の長期保存を行うこともできるようになるのではないかと考えた。まずは他の自治体の担当者とのコミュニケーションを図ることが必要である。少なくとも岐阜県内では市町村における文書管理の担当者間のつながりは希薄であり、むしろ個別の市町村に委ねられている部分が多いように感じる。先に述べたように市民レベルでは公文書の重要性が以前より増して認識されるようになった以上、自治体としても文書の保存について軽視できない状況であり、文書管理分野における自治体間での連携という視点も有効な手法なのではないだろうか。現時点における筆者の考察が特に瑞浪市のような比較的小規模な自治体の文書管理担当者の参考になれば幸いである。

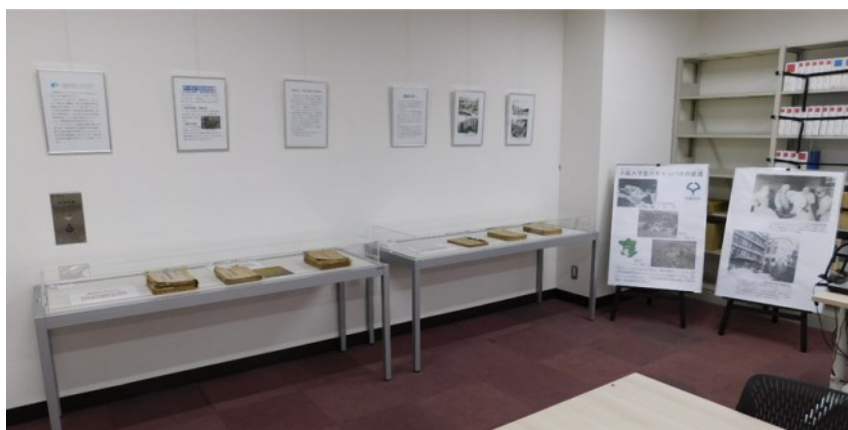
※塚本健文氏は大阪大学アーキビスト養成・アーカイブズ学研究コース修了生である。

※1 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会「公文書館機能ガイドブック」
<http://www.jsai.jp/kanko/guidebook/index.html>

業務日誌(抄) (2022年3月～7月)

2022年

- ・ 3月8日 企画部広報課から新聞記事スクラップブック等を受贈
- ・ 3月10日 学内から大阪大学新聞の所蔵について照会
- ・ 3月18日 第15回アーカイブズ運営委員会を開催
- ・ 3月29日 日本経済新聞社堺支局長が府立浪速高等学校と官立大阪工業専門学校の土地交換等について取材
- ・ 4月11日 全学共通教育「大阪大学の歴史－大阪大学を創った人達－」開講。菅教授、「概観」講義
- ・ 4月13日 村橋俊一氏から資料受贈
- ・ 4月14日 人文学研究科「アーカイブズ学講義」開講
- ・ 5月3～4日 いちよう祭で施設見学会を開催
- ・ 5月6日 学外から元大阪高等工業学校教員について照会
- ・ 5月19日 産業科学研究所から研究室の変遷について照会
- ・ 5月21～22日 菅教授、別府出張。記録管理学会2022年研究大会（別府大学）に出席
- ・ 5月25日 菅教授、全国大学史資料協議会西日本本部会2022年度第1回研究会（関西大学）に出席
- ・ 5月27日 菅教授、高松出張。第31回（令和4年度）香川県立文書館運営協議会に出席
- ・ 5月30日 菅教授、全学共通教育「大阪大学の歴史」で「大阪帝国大学の創設と理学部の新設」講義
- ・ 6月2日 学内から大阪高等学校校友会会報の所蔵について照会
- ・ 6月3日 NHK福島放送局から東日本大震災・原発事故関連公文書の保存についてオンライン取材
- ・ 6月7日 学外からアーキビスト養成・アーカイブズ学研究コースの科目等履修について照会
- ・ 6月10日 廣田室長、全国公文書館長会議に出席（オンライン）
- ・ 6月15日 菅教授、桃山学院史料室を視察し、桃山学院大学の「博物館・図書館への誘い」で「アーカイブズの現状と課題」講義
- ・ 6月26日 菅教授、全史料協近畿部会第30回総会・第160回例会（尼崎市立歴史博物館）に出席
- ・ 6月27日 国立公文書館職員とアーキビスト認証について意見交換
- ・ 7月1日 特定歴史公文書等書庫の空調開始
菅教授、全史料協近畿部会第161回例会（京都大学）に出席
- ・ 7月4日 国立公文書館とアーキビスト認証の拡充に係る高等教育機関等への調査・意見交換（オンライン）
- ・ 7月15日 第16回アーカイブズ運営委員会を開催
学外から学位授与関係書類の所蔵について照会
- ・ 7月22日 国立公文書館はじめ認証アーキビスト養成教育を行っている高等教育機関と意見交換（オンライン）
- ・ 7月25日 菅教授、全学共通教育「大阪大学の歴史」で「歴史を学ぶ、歴史に学ぶ」講義
- ・ 7月26日 菅教授、豊田出張。全国大学史資料協議会西日本本部会2022年度第2回研究会（中京大学）に出席



いちよう祭(5月3～4日開催)でのアーカイブズ閲覧・展示室の展示風景

大阪大学いちよう祭ではアーカイブズ所蔵資料の展示を行うとともに、通常是非公開の書庫を含めた施設見学会を実施した。

施設見学会は各日3回の計6回行い、参加者は5月3日は1回目見学者10名、2回目見学者3名、3回目見学者10名で5月4日は1回目見学者11名、2回目見学者10名、3回目見学者4名だった。

大阪大学アーカイブズ利用案内

・開室日

次に掲げる日を除く毎日

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

・利用時間

午前9時30分～午後4時30分

・利用請求の受付

午前9時30分～正午、午後1時～午後4時

大阪大学アーカイブズ構成員名簿

室 長 廣田 誠（経済学研究科・教授）
教 授 菅 真城（法人文書資料部門）

〈兼任教員〉

【法人文書資料部門】

高橋明男（法学研究科・教授）
瀧口 剛（法学研究科・教授）
三阪佳弘（高等司法研究科・教授）
藤本慎司（工学研究科・教授）
阿部浩和（サイバーメディアセンター・教授）
中村征樹（全学教育推進機構・教授）
安岡健一（人文学研究科・准教授）

【大学史資料部門】

菅 真城（アーカイブズ・教授）
飯塚一幸（人文学研究科・教授）
田口宏二郎（人文学研究科・教授）
松永和浩（適塾記念センター・准教授）
宮本隆史（人文学研究科・助教）

〈事務担当〉

大阪大学総務部総務課文書管理係



大阪大学アーカイブズニュースレター 第20号

発行日 2022年8月31日
編集発行 大阪大学アーカイブズ
〒565-0871
大阪府吹田市山田丘2-3
吹田キャンパス 生命科学図書館4階

Tel. 06 (6879) 2421
Fax. 06 (6879) 2422
E-mail office@archives.osaka-u.ac.jp
https://www.osaka-u.ac.jp/ja/schools/ed_support/archives_room